

## ひょうたん島川の駅ネットワーク市民構想会議 設置要綱

(設置)

第1条 ひょうたん島川の駅ネットワーク構想(以下「構想」という。)を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、ひょうたん島川の駅ネットワーク市民構想会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 構想の策定に関すること。
- (2) その他市民会議の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 市民会議は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命、委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者等
- (3) 公募市民及びその他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、第1条の目的を達成したときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 市民会議に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、委員の内から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(解散)

第8条 市民会議は、その目的が達成されたときに解散する。

(事務局)

第9条 市民会議の事務局は、都市整備部まちづくり推進課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。